

セクシュアル・ハラスメント

県要綱では、セクシュアル・ハラスメントを「職員が他の職員、児童・生徒等及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに児童・生徒等及び関係者が職員を不快にさせる性的な言動」と定義しています。「性的な言動」とは、性的な関心や要求に基づく言動のことです。

セクシュアル・ハラスメントは、相手の人権を無視した不快感を与える行為であり、男性・女性問わず、加害者にも被害者にもなりうる問題です。

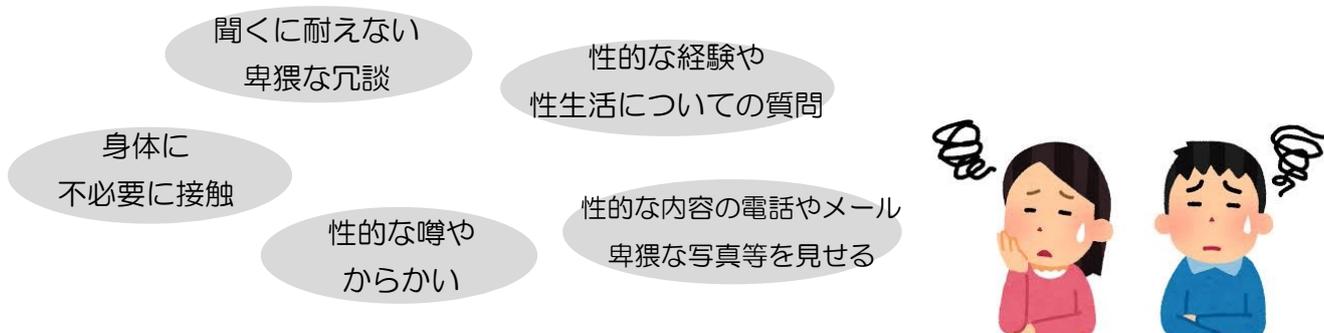
1 不祥事の事例

※この事例は実際にあった事案を参考に作成

- 事例1 教員 A は、忘年会後の2次会のカラオケボックスにおいて、教員 B を隣に座らせた上で、性的な経験や性生活について執拗に質問した。
- 事例2 教員 B は、女子運動部の部員に対し、ミスプレーなどをしたことを理由に体育教官室に呼び出し、暴言を吐き、背中や太ももを叩いたり触れたりなど不適切な行為を行った。
- 事例3 校長 C は、PTA の歓送迎会後の帰り道で、女性役員を執拗に2人きりの食事に誘い、その後も、一方的にプレゼントを何度も贈り、また、性的な内容のメールを送った。
- 事例4 教員 D は、教育実習生と LINE の連絡先を交換して食事に誘い、性的な経験について質問したり身体に密着したりするほか、食事後にホテルに誘った。

2 セクシュアル・ハラスメントになり得る性的な言動

職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に不利益（解雇・配置転換など）を負わせる行為は、当然セクハラに該当します。（対価型セクシュアル・ハラスメント）また…



このような、職場内での性的な言動により働く人々を不快にさせ、職場環境を損なう行為も該当します。（環境型セクシュアル・ハラスメント）

その他、以下のような行為もセクシュアル・ハラスメントになりえます。

電子メールや SNS の乱用

メールや SNS を使用して、執拗な食事やデートの誘いをするなど

ジェンダー・ハラスメント

「男のくせに」「女らしく」など、固定的な性差概念（ジェンダー）にもとづいた差別や嫌がらせ、お茶くみの強要など

セクシュアル・マイノリティに対する偏見や差別

性的指向（人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか）若しくは性自認（性別に関する自己意識）をからかいやいじめの対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らしたり（アウトティング）すること

3 飲酒を伴う場でのセクハラ

飲み会の2次会やカラオケなど、飲酒量が多くなりがちな場でのセクハラが多数起きています。

お酒の飲みすぎは、普段真面目に仕事に取り組んでいる人でも、判断力が鈍り、理性を失ったり感情を制御できなくなったりします。これは、アルコールを摂取すると、理性を司る大脳新皮質の活動が低下することで、抑えられていた大脳辺縁系（感情や原始的欲求を司る）の活動が活発になり、抑制していた喜怒哀楽の感情や欲求がストレートに出てしまうのです。

4 考えてみよう

- ① 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があることを認識していますか。
- ② 不快に感じるか否かについては個人差があることを認識していますか。
- ③ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしていませんか。
- ④ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしていませんか。
- ⑤ 受け手が拒否し、又は嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を繰り返さないようにしていますか。
- ⑥ セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、受け手からいつも意思表示があるとは限らないことを認識していますか。
- ⑦ 勤務時間外における懇親会等の場における言動にも注意をしていますか。
- ⑧ セクシュアル・ハラスメントになり得る言動について、同僚同士で注意し合っていますか。

5 相談窓口

セクシュアル・ハラスメントを受けた場合や見聞きした場合には、直ちに管理職又は以下の相談窓口へ相談してください。

窓口名	担当	電話番号
校内の相談窓口 (セクシュアル・ハラスメント相談員等)	※校内の担当者名を記載	
県の相談窓口 (県立学校が対象)	県立学校人事課 管理指導担当	048-830-6726
教職員コンプライアンス相談ホットライン 平日9時～17時(12時～13時除く)	担当部署 県教育局総務課	048-830-6629

6 懲戒処分の基準

第2 1 (15) セクシュアル・ハラスメント

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい（ストーカー行為*を除く）等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

* 別に処分基準あり 第2 5 (16) ストーカー行為